

【象牙取引規制に関する有識者会議（第6回）】

『議事録』

令和4年1月27日（木）

15時01分～17時27分

○後藤政策調整担当部長 ただいまから第6回象牙取引規制に関する有識者会議を開催いたします。

本日は、御多忙のところ、本会議に御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

会議の事務局を担当しております、政策企画局政策調整部政策調整担当部長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本会議につきましては、前回の会議において、今後の会議の進め方について、事務局で預かることとさせていただきましたが、座長、各委員の皆様と御相談の上、今回の会議におきましては、これまでの議論の取りまとめについて、さらに意見交換をしていただくこととし、次回の会議において最終の取りまとめを行うこととなりましたので、御報告をさせていただきます。

本日の会議は、前回同様にウェブでの開催とさせていただいております。

なお、木佐委員及び北村委員につきましては、本日は所用のため御欠席の連絡を頂戴しております。

次に、会議の公開について御説明いたします。本日の会議の様子は、都のホームページ上でインターネット中継によりライブ配信されております。また、本日の会議資料、議事録、中継映像につきましては、後日ホームページ上に公開してまいります。

それでは、以降の議事進行につきましては、阪口座長にお願いいたしたいと存じます。阪口先生、よろしくお願いたします。

○阪口座長 それでは、これより私のほうで議事を進行させていただきます。

本日の議事につきましては、次第に沿って進めたいと思います。

まず、報告事項の（1）、第5回会議における委員からの主な意見について事務局から説明をお願いします。

○平沢担当課長 それでは、事務局のほうから御説明させていただきます。

前回の第5回会議におきまして、委員の皆様からいただいた御意見について、事務局のほうで、主なものを項目ごとにまとめた抜粋を作成させていただきましたので、最初に御紹介いたします。

まず、取引の是非については、「合法的な市場でも需要や供給の誘発効果があり、今後縮小すべき。市場を継続する場合、「合法的な象牙以外は取引できず、違法象牙とは全く違う市場である」ことを世界に周知することが重要」

「まず、象牙取引の原則禁止を目指す都独自の宣言を行うべき。その上で、厳格な管理の下取引可能な例外を定め、それ以外の取引を禁止する等の条例・要綱を制定すべき」

「現状では大きな問題は生じておらず、むしろ象牙市場を維持すべき。密猟・密輸を制御し、それによりゾウを守りアフリカ現地で人との共存につながるかが最大の論点」といった御意見がございました。

違法な輸出入への対策については、「違法な象牙輸出の入手元が都内であることが強く疑われ、都として独自の対応を条例で実施する理由がある。現行法の下で違法な国外持出を防止するため、購入の届出義務を課す等の手続きを規制する条例を制定し、インバウンド復活前に先手を打つべき」

「象牙の海外流出がブラックマーケットを活性化させる可能性がある、水際対策だけでは違法輸出を阻止できないので、市場の体制や規制を見直すべき。都が自治体のできる範囲で先行した取組を行うことで、国の施策に反映させることができ、種の保存法改正を見据えたタイミングで実施することは非常に意義がある」といった御意見がありました。

次に、透明性の向上（トレーサビリティ）については、「市場閉鎖より需要削減を優先すべき。その上で、認証制度等で違法象牙を市場から排除すべき。その意味で、国の法改正は評価できるので効果を注視したい」

「消費者が象牙製品を合法か違法か区別できないことは制度的な欠陥。トレーサビリティを確保し適切に管理できれば良いが、それには多大なコストがかかる。世界から批判を招かないためには、トレーサビリティを確保しやすい狭い例外を除いた取引禁止が当然の帰結」

「現状維持は、少なくとも南部アフリカの持続的利用プログラムの支援にはならない。更なるワンオフ・セールの実現を目指すのであれば、違法な象牙を確実に排除できるトレーサビリティのシステムの導入が必要」といった意見がございました。

第5回会議における主な御意見等の説明については以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、次に報告事項の(2)東京2020大会を契機とした「象牙製品等の海外持出防止の取組」の検証等について、説明をお願いします。

○平沢担当課長 それでは、事務局のほうから、東京2020大会を契機とした「象牙製品等の海外持出防止の取組」の検証について、御説明いたします。

前回の会議で御説明差し上げたとおり、東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、第4回有識者会議の議論なども踏まえ、象牙製品等の違法な海外持出を防止する取組を実施したところです。

前回の会議での説明に対し、委員から、「この取組について東京都としてどのように検証しているのか示してほしい」というお話がございましたので、資料に沿って御説明をさせていただきます。

取組の主な成果として捉えているところですが、今回の取組では、第一に象牙製品の違法な海外持出を防止するため、都内の特別国際種事業者、約1,200施設に対し、購入希望者の「違法に海外に持ち出さない」旨の意思を確認した上での販売や、海外持出につながるおそれのある場合の販売自粛、リーフレット等を活用した顧客への海外持出禁止の周知などを要請したところでございます。

また、大会後には、本取組の検証につなげていくことなどを目的として、事業者アンケートも実施してございます。

まず、本取組によりまして、アンケート結果でも、「販売の際に海外に持ち出さないことを確認した」と回答した事業者の方が73%を占めているように、大多数の事業者の方に適切な対応をしていただけたと考えてございます。

また、アンケートで13%の事業者の方が「今回の要請により海外持出防止を知った」と回答し、残りの事業者の方は「要請前から知っていた」と回答した結果となっているように、事業者の「海外持出防止」に対する認識が徹底され、今後も継続した海外持出対策が期待できると考えてございます。

さらに、購入時の顧客への海外持出をしない旨の意思確認や、店先や販売時におけるリーフレットやポスターを活用した周知などにより、「海外持出防止」に対する顧客の意識

の向上が図れたと考えてございます。

第2の取組として、東京2020大会の開催に当たり、組織委員会と連携し、訪日した選手や各国の関係者に向けて資料配布や説明会での周知、メインプレスセンターや東京都メディアセンターにおける多言語ポスター等での注意喚起を行うとともに、国と連携して「象牙製品を海外に持ち出すことは違法であり処罰の対象となる」ことや、「日本において海外に持ち出すために象牙製品を購入することはできない」ことなどを国内外に発信いたしました。

これにより、オリンピック・パラリンピックの選手関係者において、象牙の海外持出禁止についての意識が向上し、組織委員会が作成した「持続可能性大会後報告書」にも大会時の取組として報告されているように、東京2020大会の理念である「持続可能性」に寄与した取組の一つになったと考えてございます。

また、海外向けに英語で配信している東京都のツイッターやフェイスブックといったSNS等へのコンテンツの掲載や、外務省の協力をいただいて世界130か国の日本大使館等での周知を行うなど、海外に向けても広く発信ができたと考えてございます。

一方、取組を実施してみてもの主な課題ですけれども、まず、取組実施時の状況に関する課題として、取組の期間はコロナ禍により外国人の新規入国が制限されるとともに、都内の人流も大幅に減少し、外国人観光客が象牙取扱事業者を訪れたケースはほとんどなかったと想定しております。

また、アンケートでも期間中に「購入希望者がいた」と回答した事業者が15%にとどまっているように、そもそも国内の客も含めた販売の機会が少なかったと思われます。

今回の取組はそうした状況下で行われたものなので、今後、外国人の入国制限が解除されインバウンド需要が回復してくる時にも、海外持出防止に向けた対策の継続が必要だと考えてございます。

次に、事業者や顧客の認識に関する課題として、アンケートでは外国人客への販売に際しては、大多数の事業者の方が「適切な対応をする」と回答していただいておりますが、ごく僅かではあるものの「特別な対応をしない」とした事業者の方がおりました。

また、アンケートで海外持出禁止について「ほとんどの客が知らなかった」と回答した事業者が26%、「半分ぐらいが知っていた」と回答した事業者が27%であったことから、海外持出禁止を認識していない購入希望者が一定程度存在すると思われます。そのため、事業者や購入希望者に対して、海外持出防止についての更なる普及啓発を図る余地がある

と考えてございます。

東京2020大会を契機とした取組の検証についての説明は以上でございますが、ここで前回の会議で出た質問等について、国から回答をいただいておりますので、口頭で御報告させていただきます。

1点目として、「全形牙の登録の際に、放射性炭素年代測定をしてまで全形牙を登録した本数」についての質問がございました。それについては、環境省から、「制度が導入された2019年7月から2021年12月末までに126本」との回答をいただいております。

次に、「最大1億円と、法改正で罰金が強化されたが、それが適用された例」についての質問がございました。それについては、環境省から、「法改正後に、強化された種の保存法の罰則が適用された事例については、把握していない」という回答をいただきました。

3点目の質問として、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の期間中に、日本から違法に象牙を持ち出したとして相手国で摘発された事例、及び日本から持ち出そうとして日本側で摘発された事例」について御質問がございました。それについては、「現時点で、オリパラ期間中に摘発された事案があるとは承知していない。なお、第4回会議でも回答したとおりワシントン条約に基づくゾウ取引情報システムであるETISには外国で摘発された実績の情報が登録されるが、その情報はワシントン条約上原則非公開であるため内容についてはお知らせできない。」との回答をいただいております。

なお、前回の会議で「未登録の全形牙を持っている個人が、年代測定して登録するハードルが高いので、それを逃れるためにカットピースにして事業者に売ることが考えられるのではないか」とのお話ございましたけれども、これにつきましては、「種の保存法の中では、象牙やカットピース・製品は、原則取引禁止となっており、特別国際種事業者の登録をしていない個人がカットピースや製品を自由に売ることができない。」、また「一度限りの財産処分であれば可能な場合はあるが、特別国際種事業者は引き取る際に売主の住所氏名や元となった全形牙の登録番号等を管理票に記載することが省令で義務づけられており、登録していない全形牙をカットピースにしても買ってもらえない。」との見解をいただきましたので御報告いたします。

前回の会議における国への質問の回答などについての報告は、以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

では、前回会議の質問への回答について、環境省から何か補足はありますでしょうか。

特にないでしょうか。

では、次に報告事項の（３）委員からの補足情報について、事務局から説明をお願いします。

○平沢担当課長 それでは、今回、西野委員から補足情報ということで資料をいただきましたので、御紹介いたします。資料３を御覧いただきたいと思います。

象牙を利用した製品において、象牙以外の素材の活用が行われてきた中で、特に代替が難しいと言われてきた邦楽器用の素材についても開発が進められているという情報でございます。

内容は記載のとおりとなります。

以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

今の補足情報提供について、資料を提出した西野委員から補足の御説明などありましたら、簡潔にお願いします。

○西野委員 ありがとうございます。こちら、将来的に代替材の開発というところも、やはり検討していくことが重要だなというところで、以前の会議でも、私のほうで御提案をしているところになりますので、その中で実際に代替材を開発されている方からお話を伺う機会がありましたので、こちらは参考情報として検討の際に、将来的に見ていただければというところで、皆さんに共有させていただければと思った次第です。

一つには、こうした取組が進んでいますというところと、私も全てを把握しているわけではないので、ほかにもあるかもと思うのですけれども、こちら、開発者の方々、非常にユニークなのが、やはり演奏者の方々とも対話をしながら使い心地ですとか、あとは音質、こちらもこだわっていらして、象牙に匹敵するような音が出せないかというところで取組を進められているというところで、今回、この会議のために音質を比べて聞いていただけるようにということで御提供をいただいております。この場で御紹介するお時間は少ないのかなというところで、記載のQRコードから視聴することができますので、ぜひ音も後ほど聞いて比べてみていただければと思います。一応期間限定で3か月間は御視聴が可能となっております。

以上になります。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

この後、これまでの説明に対する質疑と、議論の取りまとめについての意見交換を行いますが、本日は、井田委員が所用のために会議を中座されるとのことですので、ここで井田委員から会議取りまとめについての御意見をいただきたいと思えます。

井田委員、お願いいたします。

○井田委員 すみません、ありがとうございます。ちょっと用事で間もなく退席しなくてはならないので発言させていただきたいのですが、取りまとめ、東京都の方に、事務局にきちんとした文書を作っていただいて、非常にいいものになったと思うんですが、添付の資料にある添付資料にあるようにいろいろ意見を申し上げました。

その中、いろいろあるのですが、一つはIUCNのレッドリストの改訂というのは、これ、大きな事実なので、もっと目立つところに書いたほうがいいという、項目でいうと2というのがありますし、あと、それに付随して言わせていただくと、西野さん、三間さんがおっしゃっているような対策の方向として条例があり得るべしというのは、私も賛成であります。

あと、28になりますけれども、これ、阪口先生からも確か言及があったと思うのですが、ワンオフ・セールの見通しというのはないのではないかと、こういうようなこともきちんと書いておいたほうがいいというのが28の意見であります。

私、今回一番申し上げたいのは29のところに書いてあるのですが、ちょっと私の書き方も誤解あったかもしれないのですが、文章を拝見すると、議論の方向という形で何となくぼんやりとした形で有識者会議の結論でもないですけど、方向というのは見えているという、見せていただいたというのは、そのとおりなんですけど、やっぱり2年間議論してきて「意見の相違はあったけども、有識者会議としてここまでは一致しました」として、一致点を可能な限り、今後1、2回になりますけれども、探って、それを、議論を経た上で、今後の議論として有識者会議として東京都に、この有識者会議というのは規制のために何ができるかというのを検討するというマンデートをもらっていた有識者会議である以上、意見の相違はありましたけども、可能な限り意見の一致点というものを見つけて、有識者会議が今後東京都にこういうことを提言しましたという形にするべきではないかと思いま

す。

それで、その下を書いてある（１）、（２）、（３）というのは、これはあくまでも私の意見でありまして、これがそのまま通るとも思っていないし、これを書いていただくのだったら、私の個人的な意見としてこういうものがありましたとして書いていただくのは構わないのですが、再三になりますけれども、やはり有識者会議としての提言、２年間やってきた上で、有識者会議として東京都に象牙の規制と東京都の行動としての在り方というのは、こういうものであったという明確な提言を盛り込むべきではないかと、今後の限られた時間ではありますけれども、そういう議論をして、可能な限り一致点を見つけていくべきではないかと思えます。

そうでないと、言いたい放題言って、結局意見がまとまらなかったねというように見られてもよくないし、悲しいことであるので、その努力を我々もしていくし、事務局、阪口先生にもしていただきたいと思えます。

ついでに言うと、これを意見の相違がある上で申し上げれば、やはり19番にも書いてありましたけれども、東京都として今後検討すべき課題というのは条例であるというのは見えてきたのではないかなと思っておりますけれども、これはあくまでも私の個人的な意見であります。

あまり長くなってもいけないので、後は私の書いたものを見ていただければいい、読んでいただければいいと思うのですが、私がこの中で一番申し上げたかったことというのは、繰り返しになりますけれども、有識者会議としての提言というのをまとめるべきではないかということであります。

どうもありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、まず、これまでの報告事項について、御質問や御意見がありましたら、挙手をしていただきますよう、お願いいたします。ないでしょうか。

それでは次の意見交換に移らせていただきます。

会議の取りまとめに当たっては、事務局とこれまでの会議の内容を整理した取りまとめ（案）を作成し、委員の皆様に見ていただいた上で事前に御意見を頂戴しております。

つきましては、意見交換を始めるに当たり、まず事務局から取りまとめ（案）と委員からの意見概要について説明をお願いします。

○平沢担当課長 それでは、事務局から有識者会議における議論の取りまとめ（案）について、御説明を差し上げたいと思います。

今、阪口座長からお話をいただきましたように、前回の第5回会議までに一通りの議論をしておりますので、このたびの会議の取りまとめに当たり、これまでの会議で報告・議論された内容について、資料としてまとめさせていただきました。

また、これまでの議論の概要をまとめたものですので、今後作成をしていく報告書の骨子になるものとも考えてございます。

時間の関係がございまして、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、象牙取引を巡る現状について、まとめております。

象牙取引については、様々な考えや立場の方がおりますので、ここでは特定の考え方に沿ったものではなく、これまでの会議で報告された事実ベースのものを客観的に記載してございます。

第一に、象牙取引を巡る国際情勢として、象牙を狙った密猟の増加により、ワシントン条約で1990年から象牙を含むアフリカゾウの国際取引が原則禁止になったという基本的なところから記載してございます。

また、アフリカゾウの個体数が減少してきたことや、現在も密猟が後を絶たないことを記載してございます。ただし、アフリカ南部諸国については、ゾウの個体数が安定しており、ワシントン条約でも附属書Ⅰの位置づけから、制限が緩和される附属書Ⅱになっていることも会議で報告されましたので、併せて記載してございます。

さらに、ワシントン条約や世界の主要国における象牙取引禁止に向けた動きと、一方で、近年では日本が違法な象牙の目的地等とは認識されていないことなどを記載してございます。

第二に、国内の情勢についてですが、都では「江戸象牙」を伝統工芸品として指定するなど、象牙が古くから利用されてきた一方で、市場規模が大きく減少し、インターネット販売等の大手事業者で自主的な販売規制の動きがあること。また、国の法改正等による国内取引管理の厳格化の動きや、都で実施したアンケート調査での都内事業者の状況等を記載してございます。

次に、象牙取引を巡る課題をまとめております。

ここでは、これまでの会議で抽出された課題について、委員の皆様で共通認識が図れた

と思われる範囲のものを記載してございます。

第一に、日本の取引制度に対する国内外からの問題提起として、まず、「2019年のワシントン条約締約国会議の中で、日本を含む全ての国に象牙市場閉鎖を求める提案があり、それは否決されたものの、自国の市場が密猟や違法取引に関与していないことを徹底する取組についての報告が求められるなどの動きがあったこと」また、「ニューヨーク市長やアフリカゾウ連合、ヒラリー・クリントン元米国国務長官、国内外の環境団体などから知事宛てに書簡が届くなど、東京都に対しても象牙取引を禁止すべきとの声が寄せられていること」を挙げてございます。

また、その課題を考える上で、「アフリカ南部諸国が象牙の合法的な国際取引により、ゾウの保全等の資金を得ることを期待していること」、それから、「ワシントン条約の元事務局長等などから象牙取引を維持すべきとの声が東京都に寄せられているということ」がございしますので、併せて記載しております。

次に、2017年の種の保存法の改正案についての国会審議において、全形牙以外の製品は登録制度の対象外であることなどが論点になったことを記載しております。

また、本有識者会議において、委員からあった指摘をまとめたものとして、「全形牙の登録制度は、個人所有の在庫が把握できず、カットしてしまえば、対象とならない」「製品に付ける標章は任意であり、利用している事業者は限定的」「消費者が素材である象牙が合法か違法かを区別できないことが問題」「日本（東京）の象牙市場を現状のまま維持することは、大きな評判のリスク」ということを記載してございます。

第二の課題として、日本からの違法な海外持出を上げております。

ここでは、「実際に日本からの違法輸出が海外で押収された報告事例があること」「中国本土でのWWFの意識調査では、日本で象牙の購入を検討していた旅行者が存在していたこと」「東京都が実施した、都内事業者アンケートにおいて、僅かな割合ではありますが、外国人販売の際に『特別な対応をせずに販売する』と回答した事業者がいたこと」などを記載してございます。

また、本会議において、委員からあった指摘のまとめとして、「違法輸出は継続しており、象牙購入意向のある外国人観光客の存在など新たな懸念もある。外国人観光客対策の強化が課題。インバウンド復活前に対策が必要」「日本からの違法輸出が、ブラックマーケット活性化による密猟誘発リスクとなっている現状は看過すべきでない」ということを記載してございます。

次に、実際の対策を検討する上では、現在、象牙を販売・使用している方々の声を踏まえるということが重要になることから、そうした方々に会議への御協力をお願いし、その御意見を会議として把握することができましたので、そうした東京象牙美術工芸協同組合の御意見、根付作家の黒岩様の御意見、アンケート調査の自由意見にお寄せいただいた都内事業者の方の御意見の抜粋について、課題というよりは勘案すべき点として、ここに記載してございます。

次、資料5ページでございますけれども、ここから象牙取引適正化に向けた都の対策についてまとめております。

まず、具体的な対策を実施する上での、対策の方向性を記載しております。

ここでは、これまでの会議で出た皆様の意見をまとめたものとして、会議における共通認識と位置づけるものとして記載してございます。この会議の取りまとめの重要な部分だと認識しております。

内容につきましては、時間の関係で読み上げは省略させていただきますけれども、記載のとおりとなっております。

次に、具体的な対策として、これまでに都が実施した国への要望と東京2020大会を契機とした取組を記載し、その後これまでの会議で各委員の皆様からいただいた専門的知見に基づく提言を記載しております。

この「都が検討すべき具体的対策」として提案いただいた個々の提言については、委員の皆様のご共通認識という形にはなってございませんので、個々の提言の概要を列記する形にさせていただきます。

ここでは、具体的な対策として、狭い例外を除いた象牙取引の禁止、海外持出防止のための取引の手続き規制の強化、トレーサビリティの向上、需要削減策の実施、象牙の持続的利用による密猟防止への貢献などについてまとめております。

最後に、対策を検討する上での参考となる情報として、委員からの報告があった「ゾウ以外の動物も含めた野生動物との共存の問題」、それから先ほど井田委員のほうからお話がありましたが、「IUCNのレッドリストにおけるマルミミゾウの絶滅危惧のより深刻なランクへの改定」などについて記載するとともに、本会議にゲストとしてお越しいただいた早稲田大学の岩井准教授からの「ゾウが増加した地域での獣害というアフリカ現地での問題」、同じく日本サステナブル・ラベル協会代表理事の山口様からの「世界的に運用されている第三者の審査による認証制度」のお話の骨子を記載してございます。

以上が、取りまとめ（案）の御説明となります。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、今、説明のあった取りまとめ（案）について、お一人5分以内で御意見をいただきたいと思います。今回は、名簿の上のほうから御意見をいただきましたので、今回は名簿の下のほうから順番に御意見をいただきたいと思います。

○平沢担当課長 その前に、各先生方から事前にいただきました資料のほうをまとめておりますので、こういう形でまとめたということだけ、私のほうから簡単に御説明させていただきます。各先生方から事前に、今、御説明した取りまとめ（案）につきましての御意見をいただいておりますので、そちらについて資料5という形にまとめてございます。

時間の関係がございますので、個々の御説明については省略させていただきますけれども、各委員からいただいた御意見について、先ほどの取りまとめ（案）の現状と課題、対策のそれぞれについて、取りまとめ（案）の上から順番に各先生方の意見を載せているという形にさせていただいております。

この中では、事実関係ですとか、表現の追加、それから個々の先生方の御意見についてのお話しなど、意見に大きな相違がないようなものもございまして、また今回の意見交換でお話しいただきたいような先生方の御意見をどうまとめるかというようなものが両方入っております。今日の意見交換では、後段の「ここは意見の相違があるのではないか」というところを中心にお話しいただければと思っております。

事務局からは以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げたとおり、名簿の下のほうから順番に御意見をいただきたいと思っております。

それでは、三間委員、お願いいたします。

○三間委員 ありがとうございます。

まず、最初に2年間この委員を御一緒させていただきまして、改めてありがとうございました。自治体の取組としては、こういう委員会を設置しての取組というのは、本当にま

れな例だと思えますし、非常に貴重ないい機会になったのではないかなと思います。

まず、今後の取りまとめに関して申し上げたい点としては、これは先ほどの井田委員の見解にも通じると思うのですが、私たちとしても、やはり委員会として何らかの提言をまとめるということは必要ではないかなと考えております。

特に、東京都知事に見解を求められて設置された委員会として、むしろ提言を何もまとまった形で返せないというのは、むしろこれまでの議論というか、様々な御意見が出たものをうまく生かし切れないということになるのではないかなと思いますので、そこはそういった形での提言をまとめるというところを、私からぜひお願いしたいと考えております。

その内容の骨子については、別途事前に東京都のほうに提出させていただきましたけれども、これまでのこちらの会議の中でもお伝えしてきましたとおり、やはり日本からの違法な象牙の流出が続いているということも考慮して、国際都市としての責任を負っていく。その意味で、何かしらのそういった条例、規定を明確に設けていくということ、少なくともこの場でも、この委員会の中でこういう規定をつくりなさいということまでは仮に言えないとしても、今後も継続して自治体としての法的枠組みをぜひ検討していただくということをお願いしたいと考えます。

また、この委員会とはもちろん別になると思えますけれども、その検討の場を別途準備していくことも必要であろうかと考えます。

あとは、種の保存法の話が冒頭出ましたけれども、やはり国に対しても自治体から提言を行っていく必要があると考えます。これもやはりこのアフリカゾウの問題、象牙の問題を考えていく上では、非常に重要な一歩になると思えますので、そういった点についても、ぜひ提言に盛り込んでいただけるといいなと考えております。

また、こちらの委員会は取引規制に関する委員会ですので、ちょっと範疇からそれてしまうことは承知していますけれども、やはりアフリカゾウと人の共存というのは象牙取引の問題だけで解決できるものでもないと思えますので、そういった別の側面についても、貢献が期待される国際都市として、国際協力、現地協力といった形での問題解決に向けた努力を、都でもできるのであればそちらについてもぜひ御検討いただきたいと考えております。

私からは以上になります。どうもありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

次に、松田委員、お願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今までずっとあいうえお順ということで、時間が超過した方がいらっしやると、私のところでいつも短くしろと座長に怒られておりました、今回、ようやく逆の順番という配慮をいただきまして、本当にありがとうございました。

大体論点は出てきていると思うのですが、私がこの委員会で一番期待したのは、論点を明確にするということです。ですから、前も申しましたけど、一番分かりやすい論点は2回目でしたか、三間委員、それから参考人として出てきた岩井さん、あの二つはぜひ英訳して、動画を残していただきたいと思います。

その話で分かるように、今の三間委員も御発言いただきましたけれど、人とゾウの共存、これをアフリカでどう図っていくかというときに、実は持続的利用が有効な面があると指摘している専門家が多々あるということを指摘します。

この委員会、私はびっくりしたのですが、先ほどの話にあったように、「圧力団体がこう言っているぞ」ということが委員に周知されるんです。私、東京都の委員会は初めて出たのですが、よその県ではちょっと考えられないことが起こっているなと思いました。

確かに違法な流出ものがあるということはあるのだと思います。そのときに、つまり流出そのものが違法である、だけでも大事なことは密猟がそれを促進しているかどうか、つまり密猟した象牙がそこで出てきているかどうかというところで、そういう証拠は今のところないということになっている。もちろん全てを禁止するのだというのであれば、取引自体をなくすのだというような考え方もあるのかもしれませんが、それは私に言わせれば、これも前に言いましたけど、「サッカーで反則があるのをやめる、イエローカードを一切出さない最善の方法はサッカーをしないことである」というのと同じことであると思います。

そういう意味で考えなくてはいけないのは、じゃあ、その象牙というものを日本で利用する文化の価値、これをちゃんと考えた上でてんびんをかけるということが必要になる。ところが、この委員会に実はそういうメンバーがないということ、参考人として呼ばれてはいますけれども、いないということです。私は、これ、非常に残念なことだと思います。これは、私は利用に反対する委員の方にも、本当は認めてほしかった。そういう方も交えて議論すべきであるということを、私は思っているところです。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございました。

次に、西野委員、お願いいたします。

○西野委員 ありがとうございます。私からも、この2年間の間、様々な議論を一緒にさせていただきありがとうございました。

骨子の方も、いろいろな内容があるかと思うのですが、私のほうからも井田さんや三間さんと同じように、まず、この2年間議論を尽くしてきたという中で、また象牙の取引規制について、どうしていくべきなのかという検討をするということで立ち上がった会議としてこれだけの意見が出てきた中で、やはり何らかの対策を取っていくことが必要であるですか。やはり国際都市として、また象牙の事業者も多い東京都として、しっかり取り組んでいくのだということから会議も立ち上がっているかと思しますので、その中で条例だけが手段だとは思いませんけれども、ある程度の法的枠組みをもってこうして対策を取っていくことが必要だということに議論の方向性は向いていったのかなと思いますので。もちろん個々の意見はいろいろとあるかと思う中で、私としては三つ、皆さん、いろんな意見を出しながら、それぞれの御意見にみんな理解を示せたのではないかと考えているものとしては3点ほどあって、一つには、繰り返しになりますけれども、都としてやはり条例のような法的枠組みをもって進めることを検討するというのを、まずステップとして検討をすることが必要と言えるのではないかということと。

松田先生もおっしゃっていたように、象牙取引だけでアフリカゾウ保全という観点では解決ができるものではないので、その点についても国際都市というところで、そういったことにもどういうふうに関与ができるのかということ、国際協力であったり現地協力というところについての在り方というのは検討することは今後、将来的にしていけるべきではないかというのは、議論の中にあつた点として言えるのではないかと思います。この取引規制を考える上ではまた別の論点になるので、別な場が必要ではないかとは思いますが、そういったことは皆さん同意されているのではないかと思います。

もう一つは、中泉先生とかもおっしゃっていたように、需要削減であったり、消費の側面でも取組を強化するという。あとはまずこの課題についての認識、理解というのを事業者の方も含めて進めていくことを強化するところは、既に始めていらっしゃると思

いますが、そこも継続して続けてくださいということは、この会議の中でも合意ができていない部分ではないかなと思いますので、実際の条例がどういうものであるべきかといったことは、また次のステップになるかと思いますが、一つにはこの会議の中で、そういうことを都として検討することが必要ではないかというところなどを、これも今の私が思う意見の範囲には過ぎませんが、何かそうした、皆さんで合意ができる部分については、会議として提案をする、提言をするところが一つ、この報告書の目的であったり、今後の将来の検討につながるものとして有効に生かせるのじゃないかなというところを、これだけ皆さん時間を使って議論をしてきた結果として、総括としてまとめることが必要じゃないかなというところを、本日は中身というよりはそこを皆さんで握って意識を共有できればいいなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

続いて、中泉委員、お願いいたします。

○中泉委員 まず、今、西野委員がおっしゃったように、どこまで合意ができていないのか、もう一回、何か、すり合わせが必要だと思いますけども、やはり合意ができていない部分については、ある程度提言としてまとめるべきではないかというのは、まず賛成でございます。

その上で、私の今までの立場も踏まえて述べさせていただきますと、まずはやはり需要削減が非常に重要であると。ただ、日本の場合は、御存じのように実需がありますので、実需があるところでマーケットを閉鎖するというのは非常に問題であるというのが、大原則です。

前回、少しワンオフ・セールの影響について紹介したのですが、その後、もう一つ補足をさせていただきますと、あれはまさにワンオフ・セールの影響なんです。普通は1回ワンオフ・セールをしたら、その後象牙は輸出されないはずなのだけれども、中国と日本にしたら、なぜか密猟が増えているという非常に不思議なことが起こっているというのが2008年のところなんです。それに対して、日本だけ1999年にワンオフ・セールを行った後は、そのような密猟の増加は見られていないというのが前回のデータから見るところです。

そうすると、これはなかなか断定として申し上げられないのですけれども、日本の場合はある程度市場の透明化があつて、なかなか象牙の違法取引、もしくは密猟されたものを買いにくいのではないかという考え方もできなくはないかなと思います。しかも、実需があるので、日本の場合は市場閉鎖よりも、違法なものが入らないような市場であるというメッセージをしっかりと出すほうが有力ではないかと、思っています。

その上で、当然、将来的に世界的に市場というのはどんどん減らして行って、最低限のところだけで取引する。それもさらに減っていくという可能性もありますけれども、最低限のところを抑えていくという必要があると思いますので、今、需要をいろんな方法で減らしいくというのも並行して行うということが重要ではないかと思ひます。

もう一つ、国内の需要を減らすということを主張しているのですけれども、それはやはり国内の需要が減って、取引が減るということです。取引が減るということは、国際的に海外への持出しもどんどん減っていく傾向が出てきますので、短期的には、国内需要の低下で、海外に出ちゃうということもあり得るのですけれども、どんどん減っていくと、当然その取引が薄くなっていき、海外の違法持出もその分減っていきますので、海外への持出しを減らすという意味でも、国内の市場をできるだけシュリンクさせていくという対策はしなければいけないのかなと思ひます。

その上で、あと2点、ちょっと補足ですけれども、やはり日本の場合は本当に実需があるので、なかなか市場を閉めるのは難しいかなと思ひています。実は、英国なんかは日本よりもマーケットが非常小さいです。小さいのですけれども、それでも2018年に法律を制定した後、インプリメンテーションの法律をつくるのに、まだかかっています、いまだに終わってません。一応、今年の4月に終わるといふうにDEFRA、つまり英国の環境・食料・農村地域省の担当者が答弁しているのですけれども、なかなか、イギリスでも手間取っているところです。市場規模が大きい日本では更に難しいのではないかというのが、印象です。

もう一つは、先ほど、環境省の方からの説明で、ちゃんと登録していない象牙のカットピースは取引できないというふうになりました。それでなるほどと思ひのですけれども、実は、それも偽装できないのかと、不安なところがあつて、先ほど質問する機会を逸してしまいました。これは、何か、ものすごく机上の空論でど素人が言っているのです、もう全然無理だと思つたら無視していただいて結構なのですけど、今、PCR検査がこれだけ広がっています。御存じのようにDNAに比べてRNAの検査は遥かに難しいのに、どんど

ん普及しているので、DNA鑑定でゾウの個体を特定するというのは遥かに素人的には簡単にみえるわけです。なので、そういうのを導入して、もうどの象牙が違法か、違法でないかというのを、個別の個体レベルで全部特定する、そこまで行ってもいいのではないかと思います。素人ですが、一応意見としても申し上げたいと思います。すみません、長くなりましたが、以上でございます。

○阪口座長 ありがとうございます。

次に、本日御欠席の北村委員からコメントを預かっているとのことですので、事務局から紹介をお願いします。

○平沢担当課長 それでは、御紹介いたします。

北村委員から、本日の会議は所用で出席できないということで、コメントをお預かりしております。事務局から読み上げさせていただきます。

有識者会議の最終段階に二度の会議が持てるようになったのは、座長の御見識、御尽力ゆえであり、拙速にならずに取りまとめができる機会を得られることについて、厚く御礼申し上げます。

現状、課題、対策について、本会議の審議を取りまとめる構成は適切です。

もとより、本会議は一つの具体的方策を提案するものではありません。審議を通じて、象牙取引をめぐる現状を集約するとともに、都としての対応に当たっての考え方を都民に提示できるのは意義あることであり、それが会議取りまとめの役割です。

現状を座視するのではなく、日本国としてのCITESコンプライアンスの一層の向上が必要であること、そして、それに当たり、都ができることがある点について、有識者会議としての共通認識が社会に示される意義は大きいと考えます。

本日は出席がかなわず、失礼いたしました。北村喜宣。

以上となります。

○阪口座長 ありがとうございます。

最後に、私のほうから話をさせていただきます。

座長として、最初にこの委員会、第1回の委員会では、オープンマインドで議論に参加していただきたい旨、皆様をお願いいたしました。それは、座長である私もそのような形

で議論、皆さんに御議論いただけるように努力してきたところであります。

オープンマインドというのはどういうことかという、他者の議論のメリット、デメリット、自分の議論の意見のメリット、デメリットをよく考えながら、また他者の意見にもよく耳を傾けながら、場合によったら自分の考えを修正することもちゅうちょしないという気持ちで議論に参加していただくということでありました。

今回、これまで議論を重ねてきて、数多くの御意見をいただけてきました。狭い例外を除いて原則的に国内取引を禁止するという御意見もありました。また、取引を禁止するとブラックマーケットができてしまいますので、むしろ需要を減らしていきながら違法なもの排除するシステムをつくったほうがよいという御意見もございました。

また、持続可能な取引プログラムというものが、ジンバブエ、南アフリカ、ボツワナ等で過去CITESの場でも承認されながら象牙について行われてきた経緯があって、それが地域住民にも法に協力するインセンティブを与えてきたと、そういった持続的利用プログラムを排除するような取引禁止は望ましくないという御意見もいただけてきました。

それぞれの御意見にはメリット、デメリットもちろんあります。狭い例外を除いた取引禁止というものは、ある意味財産権をかなり制限するというようなこととなります。そのようなことが、果たして認められるのかと。市場規模としては、かなり小さなものでもありますけど、事業者がいる中で、その事業者に取扱いを禁止するというのを命じるわけですので、それは果たしてよいことなのかというところあると思います。

また、需要を削減しながら違法な象牙が入り込まないような制度を構築するのは、非常にすばらしいのですが、非常に小さな市場規模の商品、製品において、そこまでコストをかけて構築するのかという議論ももちろんあるようですと。

また、持続的利用プログラム、これ自体は優れたところも多々ございますが、現状ではCITESの場においても一度、3度目のワンオフ・セールが認められる可能性というのはかなり小さいというところがございます。

いずれにしても、私のほうから、今、言えることは一つでありまして、持続的利用プログラムを提唱するにしても、それを推進したいという場合においても、何もしないということは状況をよくすることには恐らくならないと考えております。といいますのも、国内に既に入ってきている象牙を小規模に活用しているだけでは、とても南部アフリカ諸国やアフリカでの持続的利用の推進にはつながらないということが言えるからであります。

ということで、座長としましては、未来志向の状況をよりよくできるほうに、皆さんの

御意見をまとめていければと考えております。

以上でございます。

やや座長として長くなりましたが、これで一通り御意見をいただきました。皆様から様々な御意見をいただいたところですが、今後、この取りまとめ（案）を基に事務局と調整して、報告書（案）の作成を進めていきたいと考えております。

つきましては、この場で取りまとめ（案）についての修正の方向性を確認したいと思えます。私のほうで、委員からの意見を踏まえた修正の可否などについての確認を進めてまいりますので、御意見がある場合はその際に挙手をお願いします。

それでは、いかがいたしましょう。資料5に基づいて進めてよろしいでしょうか。

お手元にある資料5を御覧いただけますでしょうか。ナンバリング1から31までございます。ページ数と行数も明記されておりますので、もう一つの資料4とも照合しながら皆様に御意見をいただきたいと思えます。

まず、ナンバリング、資料5の1のところです。象牙取引を巡る国際情勢、（2）アフリカゾウ個体数、象牙違法取引の推移等について、中泉委員から御意見をいただいております。

意見の概要を御覧ください。2008年に日中に限定して一回限りの合法的象牙輸出を認めるところ、2009年以降に増加しているというように修正したほうがよいという御意見ですが、いかがでしょうか。

西野委員。

○西野委員 こちらについては、阪口先生がお詳しいかと思えますが、最終的な文書でどのように書くかというところでもニュアンスが違ってくるかと思っています。ひとつには、ワンオフ・セールがあったタイミングと、例えばE T I Sなどで出されている違法取引の推移の対比だけ見ているとこのように見えるかもしれないですが、C I T E Sの議論では、そこに因果関係づけした結論というのは出ていなかったように認識しています。ここで事実関係、背景情報として明記するのは少し簡潔過ぎるものにはなるように思っています。ですので、このセクションで何を書くべきかという目的によりますが、原案で書かれた意図としては、象牙を巡る国際情勢としては違法取引の推移が継続して高いといったような部分なのではないかと考えますので、この修正案の採用は検討が必要ではないかと思う部分にはなります。

○阪口座長 ありがとうございます。

松田委員、どうぞ。

○松田委員 ありがとうございます。

CITESでどう議論されたかとか、そういうことではなくて専門家は専門家としての見解をまとめるべきだと思います。国際条約で言われたことが全てだということであれば、我々は要らないという言い方もできます。我々は専門家としての意見を問われている。という意味では、私は中泉委員の修正点に賛成いたします。

○西野委員 ここは意見というより背景情報の、バックグラウンドのセクションなので申し上げますところでは。

○阪口座長 松田委員、もう挙手は下がっていると考えてよろしいですね。

では、中泉委員、よろしくをお願いします。

○中泉委員 ちょっと私もこの修正お願いした趣旨は、前回の流れを踏まえてこういう傾向があるということを申し上げますところでは。

もちろん、当然、一つの論文で因果関係を特定するというのは、それは非常に危険なのでやめておいたほうがいいと思います。そういう意味で、これは因果関係があるというよりも、一応こういう傾向があるということが見えるということを述べたいです。なので、西野委員がおっしゃるように、何か、誤解を生じるということがあるのでしたら、私も、少しどういうふうに修正していいか難しいかなと思うのですけれども、一応、ここに書いた意図は、一応は因果関係を特定はしている研究もあるのだけれども、そこまで踏み込むと本当に正しいかどうかという、もっともっとたくさんの研究が必要なので、それを前提にして、一応そういう傾向があるということを述べたかったということです。

○阪口座長 ありがとうございます。

CITESの場で因果関係について明確でないとの議論になっていたことは、私も把握はしておりますが、御存じのとおり因果関係を明らかにするというのは、相当技術的にハ

ードルが、明白にするというのは高いものでもありますので、ここの文章については、事務局で預らせていただいた上で、これは因果関係について一回限りのワンオフ・セールが密猟増加につながったと明確な因果関係に言及しているわけではないというような形で表現を改めさせていただくということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、こちらは事務局預かりで、表現を改善させていただきたいと思います。

続きまして、ナンバリングの2です。赤字でハイライトしている井田委員からの御意見であります、「国際自然保護連合（ICUN）のレッドリスト改定」という、7項にあった項目を移動させるということですが、これ、3のところに移動させるということで、場所の移動ですので、あまり問題はないかと思いますが、いかがでしょうか。

では、御承認いただいたということで、ありがとうございます。

続きまして、ナンバリング3、象牙取引を巡る国際情勢（3）のところですが、これは西野委員、三間委員からの御提案であります。2ページ「象牙取引を巡る課題」1（1）で記されているCITESの議論をここに記載するということですが、こちらいかがでしょうか。

事実関係に基づくものであります、特に異論がなければ、こちらに修正させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、ナンバリング4、1、象牙取引を巡る国際情勢の、こちら（3）について、井田委員からいただいた御意見であります。特に赤字のところを御覧いただければと思いますが、少々長いので全文読むのは控えさせていただきたいと思いますが、このような修正を入れてよいかというところでもあります。

これは、細かいデータとかは座長としても特に入れてもいいのかなという気はしますが、若干1点だけ気になるところは、一番最後の赤字の部分ですが、類似の取引傾向を持つ国々をグループ化して行ったETISによる分析では、日本の法執行（水際での取締り）努力は、「グループの平均を下回る」と批判されているということを追記するということなのですが、こちら、取りまとめるのは行政的な文書になりますので、批判されているかどうかという「批判」という表現を使うことには、座長としてちゅうちょするところでありまして、条約会議等で一般的には、これは「指摘」ということになりますので、こちらは批判ではなくて、より中立的な、指摘という形に表現を改めた上で、取り入れさせて

いただこうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そのように修正して、ドラフトのほうを作成させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、ナンバリングの5、象牙取引を巡る国際情勢の(3)、また(3)であります。西野委員、三間委員からいただいた御意見であります。赤字のところを御覧いただけますでしょうか。脚注に添付するということで、これまで会議で出た資料なので添付してもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

続きまして、6、象牙取引を巡る現状2の(2)市場規模の減少で、西野委員、三間委員からの御意見であります。赤字のところを御覧ください。1989年の象牙国際取引禁止の際に大手百貨店が販売を取りやめるなどした(ヤフーや楽天が取った措置と同様)背景を言及するということですが、これはちょっと大分前のことなので、私のはっきりと覚えていないのですが、当時、確かに国際的な批判、非難、当時はもう非難と言っているようですね、があった。私も当時のことはそれなりに知ってはいるので、百貨店と明記して大丈夫ですか。何々百貨店が取りやめたという事実確認は取れておりますかということですが。

○西野委員 すみません、手を挙げておりませんが、意見を述べた当事者でありますので。

当団体で実施したヒアリング調査などにはなりますが、そういう言及があったというので報告書にもまとめている内容にはなります。ここの表現として適切なものに変更いただくのは構わないと思いますが、意図としては、過去に国際取引が原則禁止になったタイミングで、既に日本社会において、そうした背景に事業者側での販売の自粛など社会的動きがあったのも、現在の日本の市場の縮小につながっているというところが同時に示せるとよいという視点で追加すると良いとコメントさせていただきました。

○阪口座長 百貨店が取りやめたかどうかというのは、ニュース、新聞記事の検索をかければ確認は取れると思います。

○西野委員 はい、私のほうでもレファレンスになるものを御紹介、御共有できればと思います。

○阪口座長 そうしますと、ここでは89年のときの販売自粛、取りやめなどに限定せず、最近、何年か前にヤフーや楽天などが行ったネットでの取引の解除ということですかね、そちらについても簡潔に盛り込みたいという。

○西野委員 それは、既に骨子案に書かれているので、プラスでというようなイメージです。

○阪口座長 この括弧は、ここに入れるほうがいいですか。

○西野委員 いえ、説明として、私が括弧を付けただけになりますので、最終的な書きぶりで、必須ではありません。

○阪口座長 分かりました。そうしましたら、こちらもちょうと事務局で預からせていただいて、百貨店が実際に販売を取りやめたかどうか確認させていただいて、背景情報として記入させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○西野委員 はい。ありがとうございます。

○阪口座長 はい、ありがとうございます。

続きまして、ナンバリング7、1ページめくっていただきまして、1の日本の取引制度に対する国内外からの問題提起、(1) C I T E S 会議での指摘、および海外からの声ですが、西野委員、三間委員からの御意見であります。赤字を御覧ください。

皆さんから御意見ございますでしょうか、この修正の提案についてですが。あってもなくても、何か、どちらもいいような気はいたしますが、西野委員、三間委員としては、これはぜひ入ったほうがよいということでありましてでしょうか。

○西野委員 これは3番目のものとの構成の御提案で、まとめ方についてなので、内容の追記としては、3番の方にはなります。コンテンツのまとめ方について、こちらの方が良いのでは、という意見になっていますので、皆さんの異論がないかどうか見ていただければ

ばよいのかなと思います。

○阪口座長 そうしますと、この米印の国の評価ということは要りますか。厳格に、C o P18での。

○西野委員 骨子案の中で国の評価というのが既に1の(3)に書かれているのですが、ここに書くのではなくて、このC I T E S 関連のところへ移動してはどうかというご提案になります。

○阪口座長 そうですね、そうしますと、国の評価を削ったほうがいい。

○西野委員 そうですね、C I T E S の議論がある中で、井田さんの追記もあったようにそれも踏まえて、そうした中で日本としてはこのように立場を取っているというのがセットになっている方が良くはないかという意見になります。

○阪口座長 はい。こちらは、C I T E S 会議での指摘および海外からの声ということで、C I T E S 会議では日本に国内象牙市場の閉鎖を明確に求めるような文書は採択されていないということを、事実関係として記したいという、記されたいということだと思いますが、そういう理解でよろしいですか。それとも国の評価として。

○西野委員 いえ、事実関係として、という意味です。

○阪口座長 国の評価だと、日本国政府の認識ということになりますので、分かりました。そうしますと、国の評価を削って、「厳格に」から始まるところをこちらに挿入させていただくということよろしいですかね。

○西野委員 はい。

○阪口座長 ほかの委員の皆様もよろしいでしょうか。ありがとうございます。

だんだん、こういうテクニカルな修正修正というような、条約会議ではいつものことな

のですが、なかなか大変な作業でございます。

それでは、続きまして、ナンバリングの8に移りたいと思います。これも同じく、1の(1)の部分で、こちら、もう退席されました井田委員からいただいている意見であります。赤字、これも多いので読み上げることはいたしません、いかがでしょうか。

事実関係といえば事実関係であるのですが、これは相当日本として頑張らないと次のワシントン・セールをCITESで認めていただくことは難しいであろうということを示唆する事実関係ということですが、もしこれをこういった説明を注記するとなると、やはり行政文書として気になるのは、赤字の3行目ですかね、COP17で圧倒的多数により否決されと、まあまあ、投票結果を見ればそう言えるところではあるのですが、別にそういうところをアピールするところは、事実関係を記すところですので、あまりないので、COP17で「否決された」というぐらいでいいのかなという気もいたしますが、いかがでしょうか。

○西野委員 井田さんがどのような意図かというところまでは分かりませんが、今回の意見を書かせていただいた際に、骨子案ですので、細かい文言の修正として意見を書かせていただけていないというのが1点あります。最終的に文書化されたときに確認をして、また、委員間で修正などが必要なのではと、前提に思っていました。

ですので、ここの項目について、文章の表現というところではなくて、背景情報として入れるべき内容として私が3番目の③に書かせていただいた、アフリカゾウの取引再開に関する議論としてくくっている部分と、井田さんが指摘されている内容と同じことにはなるのですが、そういう事実をこの報告書の中で背景情報として入れておくべき、という意見になります。記載場所について井田さんのご意見と違ってはいますが。

○阪口座長 そうですね、若干分散していて、やや違和感が生じる場所ですね。それで、そうですね、場所的には、この8番の御意見はCITESでの指摘や海外からの声では、そのように読み取れないこともないですが、この評決結果を見て。そうでは、しかしながら素直に読むとないので、場所を移動させたほうよさそうですね、これは。

場所としましては、ナンバリングでいうと3の西野さんからいただいた意見の次ぐらいですかね。COP17、これ、COP17の評決だとすると、その前かな。

○西野委員 経緯についておそらく井田さんも書かれていて、私もC o P 16、17、18と続けて提案として挙がっていたということを指摘しています。C o P 17に限ってはいないのですが、その項目でまとめているタイトルで改編することでまとめられるかもしれないです。

○阪口座長 そうですね、ちょっとこちらは1ページの世界各国の動きというところに置き込んだほうがよい内容だと思いますので、ちょっと事務局で一旦預からせていただいて、ちょっと内容も整理した上で追記するという形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、ナンバリングの9、1、日本の取引制度に対する国内外からの問題提起で、また(1)の同じところで井田委員からの御意見ですが、赤字のところ、「ワシントン条約の初代事務局長」からいただいた御意見を追記するということですが、これはオープンになっている情報なので、追記してよろしいかと思いますが、いかがでしょう。

ありがとうございます。

では、10に移ります。こちらと同じ箇所、こちらは西野委員、三間委員からの御意見であります。赤字のところを御覧ください。オンラインで公開されている書簡については、本体自体の確認ができる参考資料として脚注などに添付する。これもオープンになっているところなので添付してもよいかと思いますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。添付させていただきたいと思います。

続きまして、11、日本の取引制度に対する国内外からの問題提起、(2)法改正時の国会審議、井田委員からの御意見であります。これも赤字のところを御覧いただけますでしょうか。その前に削除する文章も書かれております。「種の保存法改定案についての国会審議(2017年)において、個人所有の象牙等が規制対象外、全形牙以外の製品等は登録制度の対象外であること等が論点に」を削除し、赤字のものを入れるというところであります。

これはいかがでしょうか。こちらも特に事実関係を詳細に書くということであるので追記して修正してよろしいかと思いますが、大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

では、12、こちら1の(2)であります。西野委員、三間委員からの御意見であります。赤字を御覧ください。こちらは国会での議論、質疑についての事実関係を記したものであります。これも事実ベースのお話なので、追記して問題ないかと思いますが、いかがでしょうか。

では、追記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、ページをめくっていただいて、ナンバリング13、1の(3)、井田委員からの御意見であります。こちらはやや議論となり得るかもしれません。「製品に付ける標章は任意であり、利用している事業者は限定的」の後に「業界内の認識も社会的な理解も不十分」と追記するという御意見ですが、過去において、そういった状況があった頃も確かにありました。私も研究者で把握しております。とんでもないことをやっていて、ニュースになった事業者も結構おりましたが、今現在の状況として、これを書いて事実関係の観点からこれを書いてもよいのかというところがやや議論になるとと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

一番業者との接点が多いTRAFFICさんがよく御存じかもしれませんが、私の印象では、かなり最近は意識も高まっている気はするのですが、西野さん、いかがでしょうか。

○西野委員 私も全ての事業者や業界の方に、漏れなくお話を伺っているわけではないので、全体のことを語れるほど情報がないというところにはなるかと思いますが、確かに、標章制度についていうと、社会的な理解が不十分というのは言えるのではないかと、制度自体あまり認知がされていないのではないかと思います。認知度をどのように示せるかというものはあるかと思いますが。

○阪口座長 分かりました。ここは、若干誤解を呼びかねない表現に、今、なっているので、つまりこの文章のカンマの点の後のつながりですよね、認証制度についての話だとそうかもしれない。しかし、それに限らず象牙の問題について業界や社会や理解が不十分と読み取られてしまうおそれもありますので、「業界内の認識の前に認証制度についての業界内の認識や社会的理解も不十分である」と、そのように表現すれば正確ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○阪口座長 松田委員、いかがでしょうか。

○松田委員 ありがとうございます。先ほどから座長がかなり適切に処理していただいていると思いますが、ここは特に「業界内の認識…」は、僕は要らないのではないかと思います。

ます。で「不十分」と書くよりも、むしろ「より一層の処置が必要だ」という書き方のほうが建設的であろうと思います。

○阪口座長 ありがとうございます。すなわち、「業界内」とか「社会」とかというふうに入れずに、商標制度に対するより一層の理解ですかね、認識ですかね。ちょっと日本語にしづらい。商標制度のより普及を図る必要がある。そういう御意見でしょうか。

○松田委員 はい。

○阪口座長 はい。そうしますと、理解とか認識とか入れずに、「商標制度のより一層の普及を図る必要がある」というふうに修文させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。井田委員がいらっしゃらないので、後でまた井田委員にも確認させていただきたいと思います。

それでは、次に移りまして、ナンバリング14、1の(3)であります。こちらも井田委員からの御意見で、「一方で、消費が急減している印鑑などの市場を維持することの便益は小さく、限られた例外を除き厳しい市場規制を導入することが合理的」を追記するということですが、ここは、やや議論となり得るところではないかと思いますが、いかがでしょうか。中泉委員。

○中泉委員 そうですね、急減しているとはいえ、まだ需要も市場もございますので、この言い方だとそれを全部駄目というような方向に読めることもあるので、少し御検討というか御再考を願いたいと思います。

○阪口座長 ありがとうございます。これ、まずは1点だけ、座長のほうからその前に説明させていただきたいと思いますが、井田委員のこのナンバリング14の御意見が入る場所は、4の(3)有識者会議前には入れなくて、委員の指摘ですかね。ちょっと微妙な、見出しになる。委員からの指摘であるというところでもあります。どうぞ、松田委員。

○松田委員 これ、はっきり、この議論が出たときに前も質問したのですが、実印の話な

のか認め印の話なのかというと、これ、文脈からいうと、実印の話なのですね。

○阪口座長 はい。

○松田委員 よろしいですか。

○阪口座長 こちら、ただし書がついていないのですが、その前に西野委員のほうから挙手が挙がっておりますね。どうぞ。

○西野委員 委員の指摘というところで、井田さんが御発言されたところに井田さんが追記されているものだと思うので、御自身の発言として、指摘としてはこうだったというものだと理解をしていました。御不在の中なので、確認が難しいかなと思います。

○阪口座長 そうですね。便益は小さい。経済的な規模からいうと、そういうことであろうということですが、こちら、ちょっと井田委員が今日いらっしゃらないので、このままの記載がいいのか。あるいは、若干修正した上で記載していったほうが。

ちょっと事務局と確認させていただきましたが、この委員の指摘というところなのですが、こちらは委員会の間で共通の認識が形成されたものについてのみ追記するということのようにあります。ちょっと私も、後でまたコンセンサスが形成されていない委員からの意見について追記する欄がありますので、何か重複しているなど思っていたのですが、そのようなことであります。

そうしますと、こちら、各委員の皆様が同意されていればいいのですが、その前に中泉委員が挙手されておりますでしょうか。

○中泉委員 今御指摘のとおりで、少し言い方がきついかないとか、私としてはちょっと合意できないところがあるということですね。先ほど松田委員がおっしゃったように、例えば実印がなくなるかということ、それは幾らDXを進めてもなくなるとは限らないという面もありますので、合意ができているということ、ちょっと難しいかなというところがあるかと思います。以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。そしたら、ここは合意があるわけではありませんので、あくまでも一委員の意見の欄のほうに追記するという形にとどめさせていただきたいと思います。また、会議の後に井田委員にもそのように御説明申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、ナンバリング15、2の日本からの違法な海外持出（3）のところのこれもまた委員の指摘ですね。井田委員からいただいた意見ですが、赤字のところを御覧いただけますでしょうか。

まず、1点目「税関による違法輸出防止措置に限界があることは明白で、普及啓発だけで解決できる問題ではない。」というところですが、これは、確かにそのようなところかなとは思いますが、委員会でも大体こういう共通認識はあるのではないかと思います、いかがでしょうか。税関での抜き取り検査というのは非常に限られた割合でしか行われていないという。

○松田委員 ありがとうございます。何度も申していますように、だから「違法な輸出があるから、サッカーをするな」というのと同じ論理だと何度も申しているのですけれども、その議論がないですね。おっしゃるように、税関だけで限界があるのは明白だと、これは私も思います。もし、井田委員がこう書くとおっしゃるのなら、私はカルロス・ゴーンさんの例を出したいと思います。それも加えていただけますか。私はそういう書き方しないほうがいいと僕は思います。

○阪口座長 カルロス・ゴーンさんの例。

○松田委員 カルロス・ゴーンさんが違法に出国できるような国ですので、それは無理ですよ、全部禁止するようなのは。

○阪口座長 はい。ほかの委員の方々、御意見はいかがでしょう、ございますでしょうか。松田委員に1点、御確認お願いしたいのですが、もちろん100%防ぐことは不可能でそんなシステムをつくと人も物も動けなくなってしまうということですが、これは井田委員の意見としては何か取組が必要であるということをお願いして、こういう言葉を追記しようという御提案だと思うのですが、そういった方向性では松田委員も共通の認識とい

うことでよろしいですかね。西野委員、挙手が挙がっていたようではありますが。

○西野委員 私も同じです。表現の問題であると思います。「何か対策が必要ですよ」というのは合意できているところではないかなと思います。

○阪口座長 そうしますと、1 ページのところの2の(3)のポツ3ですかね、のところの表現をちょっと工夫させていただいて、税関による違法輸出防止措置に加え、追加の対策が必要であるかのような文章をちょっと事務局のほうで考案させていただいてということよろしいですかね。ありがとうございます。

その際には、100%完璧なものを想定しないということで、そういう表現にならないように注意したいと思います。その下のポツ、「国の対応は、問題の解決及び国際的な懸念の払しょくという観点から不十分である状況が長く続いており、国際都市として東京都が独自の対応を取ることが求められる。」というポツをその下に入れたいというのが、井田委員の御意見であります。ややここは議論を呼ぶところでもあるかなという。東京都が独自に対策をするという、そもそもこの委員会、そういうことでいろいろ考えて、実際対策もしてきたのでいいと思うのですが、国の対応を不十分というふうに言い切っているというところで、ここはいかがでありましょうか。特に御意見はございませんか。

○松田委員 すみません、要するに、意見を言おうとしても、修正案の出し方がよく分からない。つまり、こういう意見を持っている委員がいるということ自体は事実でありますので、どういうふうに関、この場でコメントしていいのかのスタンスがまだよく分からないのですよね。

○阪口座長 すみません、こちら委員の指摘とはありますが、ここに盛り込むと全体の共通の認識という形になってしまいますので、コンセンサスが形成されない委員の意見、指摘については、後ろのほうのコーナーで追記するという形にします。よって、ここで盛り込んでしまうと、我々の共通認識という形になります。

○松田委員 それでしたら、別に私は今のやり方で不十分だとは思いません。

○阪口座長 そうしますと、ここ、表現が修文の問題と捉えるのかどうかなんですが、国の対応として問題の解決、国際的な懸念の払拭という観点が不十分であるという、ちょっとやや言い過ぎかなと気はいたします。国の対策として改善の余地があるとか、そういうことであれば、共通認識となり得るかなと気がしますが、松田委員、いかがでしょう。

○松田委員 それ、国として対策を取るべきかというのと、国がやらないから東京都が独自の対応をやるということが二つ書いてあるわけですよ。

○阪口座長 はい。

○松田委員 ある意味では、逆に言えば、国がちゃんとやってくれるのなら、東京都が独自の対応を取ることが求められているという文章は要らないという言い方もできるわけですよ。

○阪口座長 国が、はい、十分対応していれば。

○松田委員 はい。

○阪口座長 東京都は何もしなくて。

○松田委員 つまり、今不十分だと感じていらっしゃるという方の中にも、二つやり方があって、もっと国にちゃんとやってほしいということと、あるいは東京都が独自にやるべきだと、これは両方あってしかるべきだと思うのですよね。

○阪口座長 はい。そうしますと、一つにまとめられている内容について、東京都が国際都市として独自の対応を取ることが求められる。この部分は、特に問題ないという。この独自の対応については、普及啓発も含めてと。

○松田委員 普及啓発も含めてならば、はい。

○阪口座長 これまでもそれはやってきたことではありますが、では、そうしますと、後半の東京都として独自の対応を進めていくということはよいと。しかし、前半の国の対応については、いかがでしょうか。これについて、このままの表現はやや直接的過ぎるという気がいたしますので、改善の余地はあるというような、少々中立的な、中立的な表現で盛り込んでもよろしいでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、事務局で一旦、それは預からせていただいて、より適切な文章へと変更させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、ナンバリングの16ですね。2の(3)、同じ場所ですが、北村委員からの御意見、赤字を御覧ください。こちらに留意すべきということではありますが、いかがでしょうか。こちらは、特に事実関係からしても論争になるようなお話ではないかと思いますが、もし合意が取れるようであれば、報告書にこの方針で記載をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、ナンバリングの17、井田委員からの御意見ですが、いかがでしょうか。赤字のところを御覧ください。岩井准教授と山口真奈美さんのですね。御報告いただいた内容があったから、取りあえずそういう表現を追記するということでもありますね。何となくこの場所がいいのかという気はいたします。どうですかね。岩井准教授のアフリカの現地の問題についてはこちらに盛り込んでもよいですよ。ただ、何となく山口さんの御報告については、認証制度の導入については、最後のほうに参考資料として入れることもできると。いかがですかね。皆さん、御意見はございますでしょうか。それほど、クリティカルに重要な問題ではないのですが、もし、特に御意見ないのであれば、事務局で預からせていただいて、どの場所に入れるのが適切なのか。ちょっと検討した上で、次回会議での案を作成させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続いて、ナンバリング、ページめくっていただいて、18、対策の方向で井田委員からの御意見であります。これはタイトルを「対策の方向」ではなく、「新たな対策の必要性とその方向」に修正するということでもあります。同じ箇所について、西野、三間委員から、これ、ナンバリング19、「有識者会議での論点と今後検討すべき方向」というように変えたほうがいいのかという御意見をいただいているのですが、いかがでしょうか。松田委員、どうぞ。

○松田委員 ありがとうございます。よく環境団体の方、何でも法的規制がいいとおっし

やるのですけれども、例えば生物多様性条約とかでも、今、大体、「法的またはその他の効果的な方法」と書いてあるんですよ。それが、私は世界の趨勢だと思います。現実には、今そんなに大きな問題が生じているとは思わないというふうに再三、日本の市場に関しては申し上げています。ですから、そこに関して新たな法的規制とか条例が必要だとは私は思いません。ただ、おっしゃるように、いろんな取組、周知するとかいろんな方法によって、さらに違法な輸出を制限していくということはあっていいと思います。ですから、私はここに法的とか条例という言葉を使うことには私は合意いたしません。

○阪口座長 すみません、実を言えば、タイトルの表現をどうするかだけに議論を限定していたのですが、松田委員から御指摘いただいた例はまた検討させていただくとしまして、まずは最初にタイトルについては、原案のままにするということも可能ですし、井田委員か西野委員、三間委員からいただいた修正提案で変更するというのも可能ですが、何分、井田委員もいらっしゃらないので、ちょっとこれ、どうしたものかというところなので、こちらタイトルについて事務局で預らせていただいた上で、井田委員ともちょっと話し合っただけでどうするのかと。もちろん、西野委員、三間委員に事前に調整させていただきませんが、その上で改めてタイトル案を作るということでもよろしいでしょうか。

はい。そうしますと、まず松田委員から御意見をいただいたこのナンバリング19の二つ目の赤字のところですね。「法的枠組みを以て取り組む」などの文章を追記するかどうかということではありますが、こちらについては、既に松田委員から異論をいただいているところでもありますので、もう委員会の総意としてはちょっと盛り込めないのかなというところでもあります。そうしますと、委員からいただいたコンセンサスではない意見という形で盛り込むかどうかということになりますが、こちら、最後、どのように表現するのかについては、改めて、西野委員のほうから御意見でしょうか。

○西野委員 意図を御説明できればと思います。タイトルについてもご検討いただければと思いますが、平沢さんが冒頭にも御説明されていたように、骨子に記載されている「対策の方向」のところ結構大事とおっしゃっていたように、会議で議論された共通認識という記載が、今の松田委員の御意見としては、全員の共通認識ではないということになるかもしれないのですけれども、議論の中では北村委員なども御指摘をされていて、検討していくべき方向性として示されたという会議の経緯になり、そのような位置づけが必要だ

と考えています。その会議の議論を踏まえて、冒頭に御提案させていただいているように、最終的に会議としてみんなで合意できるところを会議の提言として出すようなまとめ方が、内容というより、まとめ方の話にはなりますが、そうあるべきと考えています。このセクションでは会議の議論で出たポイントというのを明記しておくところだと思います。最終的にこれが会議の合意内容、会議の議論の論点であったというところを明記するなど、軌跡として残すセクションにしてはどうかというのが御提案にはなります。

○阪口座長 ありがとうございます。中泉委員からも、どうぞ。

○中泉委員 ちょっと松田委員のところの補足なのですが、ここら辺もちょっと法律の専門家じゃないので本当のところは分からないところではありますが、完全に条例を制定するというのを目標にするというのがいいのかなという気はするのですが、やはり何らかの対策をしていくというのは、恐らくこの委員会で合意ができているところだと思うのです。なので、そういう法的枠組みというのをどういうふうにもう少し広めるかというのは、本当に座長ほか事務局の方にお任せしたいのですが、何らかの対策をしていくという、検討すべきという指針が示されたというのは、入れたほうがいいのかと思います。

○阪口座長 ありがとうございます。三間委員も何か追加の御意見でしょうか。

○三間委員 ありがとうございます。今、中泉委員からおっしゃっていただいた点に通じますが、大事な点はやはり法的対策をやはり検討していくべきだ、という部分をきっちり明記することだと思います。もちろん法規制がすべてだとは、私たちも思っていないが、今のまま何もしなくていいということではないと思います。法的対策の検討を方針、方向性として、今後、都に取り組んでいただくよう有識者会議の提言内容としてきっちり盛り込むべきではないかなと思いました。以上です。ありがとうございます。

○松田委員 それでしたら、条例とか書かないで、「法的またはその他の効果的な方法」という国際条約で今よく使われている表現にすればいいのではないですか。

○阪口座長 一応、座長の私が、なぜか法学部におりますので、条例について、あるいは法律について御説明申し上げたいと思いますが、一般的には条例、法律は規制されると、やや禁止されるというイメージを持たれる方もいらっしゃるかもしれませんが、実はかなりの法や条例はある行動を推奨するとか、ある取組を推奨するという、そういうような形で作られることもあります。よって、条例だから規制とか禁止というふうに必ずそうつながるわけではありません。

しかしながら、松田委員の御意見も踏まえると、ここは必ずしも規制的な条例とは限らないが、条例その他の取組などという形で表現を変えて記入するというので、いかがでしょうか。もちろん、今後の検討課題という形になりますので、いろんな形があり得ると。私が覚えているのは、アメリカではバーとかに入る場合には身分証明書を必ず確認されると。しないと、摘発されるということになっております。今回の東京都の対策としては、東京都で販売する事業者は必ず購入者に対して海外へ持出は禁止されているということを説明しないといけないというような、それを条例でやるのかどうかという問題はございますが、そういった措置を東京都として考えることも、条例の中で考えることもあり得るといような形でありますので、「条例その他の取組など」といような形で追記するということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、より正確な文章については事務局で預からせていただいて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、ナンバリング20、井田委員からの御意見であります。これは、赤字のところ、「大きな評判のリスクを東京都が背負うことになる」ということでありますが、いかがでしょうか。何となく現状でそこまで評判リスクがあるのかなと、やや疑問に思うところがないわけではないですが、御意見がある方、いらっしゃいますでしょうか。特にございませんでしょうか。

こちらについては、一旦事務局で預からせていただいて、ここまで言っているのかどうかというのを井田委員ともちょっと相談して、また次回は、恐らくじっくりと会議に参加してくださると思いますので、次回の委員会にてどうするのかということを取り入れた修正案というのを出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか、それで。ありがとうございます。

続いて、ナンバリング21、こちら、北村委員からの御意見であります。赤字を御覧ください。こちらの文章を追記してよいのかということですが、松田委員、どうぞ。

○松田委員 違法輸出の正確な資料は国から提供されないと、何か国が悪いことのように聞こえてしまうんですよ。これ、例えば中国で摘発されたということを国が不親切をしているように見えるのですけども、要は、国がちゃんと、出口でちゃんとできていないことは事実だということがあることは事実だということなので、もうちょっと表現を変えてもいいのではないかと。もし全員の合意にするのであれば、私はそう思いますし、懸念が払拭できないということもありますと言われますが、逆の言い方もできると思うんですね。つまり「ちゃんとやっているよ」ということを示す上で、東京都はそういう役割を果たすべきであるという言い方だってできると思うのです。

○阪口座長 ありがとうございます。

そうしますと、何か対策が必要であるという点においては共通認識があるが、ここまで言ってしまっているのかというところの問題がございますので、これも一旦事務局で預からせていただいて、よりの確な、適切な文章をちょっと考えさせていただきたいと思えます。

続きまして、ページをめくっていただいて、22番、井田委員からの御意見であります、この修正提案はいかがでしょうか。

もしこれで問題ないということであれば、(3)について、有識者会議委員からの意見に修正させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○西野委員 私も同じところで、次のナンバー23にはなりますが、ここは、また、まとめ方の問題であると思えます。委員からの提言、委員からの意見や提言と、会議からのもの、というのを両方なのか、どちらかなのか、会議としてまとめるのが良いという観点に立つと、総意には入らない、個別意見として、皆さんで合意が難しいけれども、委員としての意見や提言として出ているものは明記すべきだと思えます。ですので、分けてはどうか、という御提案になっています。しそうすると22番のとは、全然違う御提案になってしまうので、賛成、反対というよりかは、別な提案をしております、というものにはなります。

○阪口座長 はい、分かりました。ほかの箇所にも同じように委員からの意見というところが出てくるのですが、全体的に構成の問題に関わるので、こちらもどういうふう構成

するのかについて、一旦事務局で預からせていただいて、検討させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか、それで。

そうすると、23の後半の部分は、実質的な御提案ということになると思いますが、こちらの後半の赤字をどうするのか、御意見はございますでしょうか。これを盛り込むことについてですが。

三間委員、どうぞ。

○三間委員 すみません、こちらのこの記入したところの言葉がちょっと足りなかったとか、誤りがあったので、この場ですみません、訂正させていただきたいのですが、さっきのポイントにも通じるのですけれども、「条例制定など法的枠組みをもって取り組むこと」と書いてあるのですが、ここで求めたいのは、「規制すること」ではなく、「規制を検討すること」ということです。正確には、それがここに入れるべき内容かなと思っておりました。なので、いきなり規制にそのものに取り組むのではなくて、それを都として、次に検討すること、というふうに修正していただくと助かります。すみません、ここは私の記述の誤りでした。という認識でいいですか、ごめんなさい、西野さん。

○西野委員 はい、大丈夫です。その後のナンバー29など、井田さんの御意見も、委員からの提言というふうにまとめられているものがありますので、個別に順番に見ていくというよりは、まとめ方として、まず委員間で合意できるかという点と、その場合には、どの内容で合意ができるのかという点にはなってくると思います。

○阪口座長 既にちょっと出てきた議論となった内容も含まれておりますので、こちらは重複を避ける形で、どういう構成をするのかを事務局で検討させていただいた上で、どこにどう盛り込んでいくのかということを進めて、原案をまた次回会議のドラフトをつくらせていただきたいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○西野委員 はい。

○阪口座長 1点だけ確認させていただいて。需要削減という表現を入れてよいのかというところですね。これ、割と積極的な措置でありまして、象牙の需要はあまり使わないよ

うにということですので、これが意味するのは、代替材への転換を意味しているのかもしれませんが、あるいはもっと積極的に「象牙を使うのはやめましょう」というような広報をやるのかと、ちょっとはっきりしないところがあるのですが、需要削減というのもし入れたほうがよろしいですか。

○西野委員 冒頭の意見の際に申し上げた、あくまでも全体の会議の中で、3点有識者会議からの意見を総括してまとめると、こういった内容ではないか、というものですので、細かい文言まで採用を求めているものではありません。

○阪口座長 松田委員。

○松田委員 私が先ですか。やっぱりここはちょっと気になる場所ですね。

それから、もう一つ、ずっと引っかかっていたのですが、西野委員、今日の伝統的な使い方もそうなのですが、象牙に対する代替品という話もそうなのですが、たしか最初のほうに、西野さん、日本的でないようなものがあるのは、ちょっと批判的な御意見をいただいたような気がするのですが、私は別に、象牙を持続可能に取られている象牙ならば、どんな使い方をしていいと思いますし、むしろ新しい使い方もあっていいと思いますし、今、日本にいる人は必ずしも伝統的な日本人だけじゃなくて、いろんな文化がある人が、これからどんどん増えてくることは、これ自身は歓迎すべきことだと思いますので、今までの伝統に反した使い方を全部制限して、需要がどんどんなくなるのを待つということには、私は賛成いたしません。

○阪口座長 中泉委員、どうぞ。

○中泉委員 ちょっとここら辺も、経済学者とほかの方との考え方の相違があるような気がしておりますので、一応確認したいのですが、当然需要を減らすということで、というか基本的には、需要というのは、個人の自由でやっているものですので、それは政府が削減できるものではないというのが大前提です。そのために、需要削減というふうに経済学者が申し上げているときは、要するに需要を減らすような方向に人々を持っていくという、ニュアンスがあります。例えば、普及啓発活動することで象牙よりもほかの代替

財にシフトさせるとか、代替材を開発して、安いものにして、象牙から乗り換えてもらうというような、そういう働きかけを需要削減と申し上げています。経済学者は、強制しないというのが大前提です。

ただ、ちょっとそういう言い方がきついということであれば、少し緩めていただければいいのかなと。一応確認なのですが、一応そういう方向で需要を減らしていくというのをこの委員会でコンセンサスが取れているのではないかと思っていたのですが、当然、松田先生の持続可能で、ある程度は需要は必要というのはあるかと思えますけれども、それでもどんどん増えるとかというよりも、むしろある程度、アフリカゾウの保護のために、密漁も減らすために、需要は減らしていくというか、使わないような方向に働きかけるというのはコンセンサスだと思っていたので、そこはそれでよろしいでしょうか。

○阪口座長 松田委員のほうからは、同意は難しいというジェスチャーがありましたので、そのようには座長として理解いたしました。それでよろしいでしょうか、松田委員。

そうしますと、ちょっとここはコンセンサスが取れていないところですので、この部分は今日の委員会では承認はされていないということで、継続審議として次回委員会に持ち越したいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのように。

○阪口座長 すみません、ちょっと事務局と協議が必要なのですが、時間がもう超過している状況であります、今日はいかがいたしましょうか。17時を過ぎて。もし委員の先生方、お付き合いいただけるようであれば、時間が超過してしまっているのですが、24以降もまた続けて議論をさせていただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。すみません、座長のハンドリングが悪くて。

そうしますと、連番24に移りたいと思います。こちら井田委員からの御意見ですが、赤字を御覧ください。

こちら表現を変えれば問題ないかなという気はしておりますが、やはりロンダリングというものは違法なものを合法化するという意味で使われますので、これは正確ではないかなと思います。日本の象牙市場が違法象牙取引の経由地に使われないようにということであれば問題ないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。つまり「ロンダリング」を「経由地」に変えるという意味でございますが、よろしいでしょうか。

松田委員、手が挙がっています。

○松田委員 何か今、経由地になっているとかというような誤解を与えなければ、それで結構です。

○阪口座長 はい、了解いたしました。では、文言に注意して修正案をつくらせていただきたいと思います。

続いて25、同じ箇所であります。これも井田委員からの御意見であります、赤字のところ「限られた例外の取引のみを認めることでコストを下げることができる」ということを追記するというのが、井田委員からの御意見であります、いかがでしょうか。8ページの真ん中辺りにある米印でありますね。

これは、20億円市場のためにどこまでコストをかけるのかが課題であるというところの後に追記。

松田委員、どうぞ。

○松田委員 いえ、ですから、何か100%やらなきゃいけないといえば当然コストがかかります。逆に言えば、今そんなに大きな問題かということですね。私は、十分合理的な範囲で制限できるようにやればよいと思っていますので、何か一切そういうことがなくなるために、どこまでコストをかけるとか、逆にそれができないのなら市場閉鎖だとか、そういうのはちょっと論理のすり替えであると思っておりますので、同意いたしません。

○阪口座長 そうしますと、この修正の追記、赤字の追記は、コンセンサスが形成されなかったと。これ最後のほうにということですね。すみません、今議論している部分が、委員からの意見の列記ということで、コンセンサス形成、コンセンサスがある意見という取扱いではございません。よって、井田委員の名前は明記はしないのですが、あくまでも一委員の意見という扱いになりますので、そうしますと、このように入れてもいいのかなと思いますが、松田委員、いかがでしょう。

○松田委員 それならいいのですが、それならば、委員の名前は書くべきだと思います。

○阪口座長 委員の名前を一人だけ書くわけにはいかないのです、書く場合は全員について書かないといけません。

○松田委員 提案者だけを書くか、賛同人を全部一々調べて書くかはお任せいたします。

○阪口座長 そうしますと、松田委員の御意見は、もし委員の名前を明記しないのであれば、この赤字の追記というものは同意が難しいということでしょうか。

では、ちょっと井田委員とも相談をさせていただいて、次回会議で御報告をさせていただきたいと思います。

それでは26、中泉委員からの御意見、赤字を御覧ください。「実需が一定程度存在する下で、市場を閉鎖し」というところを入れるということと、「市場閉鎖には強く反対したい。需要があるうちは需要の抑制を最重要課題とすべき。そのためには啓発活動・代替材開発・課税等が有効」という表現に修正するというのですが、これも一委員の御意見ということでもありますので、特に論争点ではないかと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて、連番27、北村委員からの御意見であります。これは「合法市場」という表現について曖昧であるということですね。なので、種の保存法遵守に加え、水際二法は遵守がされている市場を「合法市場」と整理すべきであるということでもあります。

これもテクニカルな修正提案であり、法記述的なところだと思いますので、ちょっと事務局で精査させていただいて、次回会議で修正案を御提案させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、28、井田委員からの御意見でございます。赤字のところ。「一方で、過去のワンオフ・セールによって得られた資金が現地での保護やゾウと人間との共存の推進に貢献したとの証拠は少ないとの指摘も」と、あと、「現在のワシントン条約の動向に鑑みれば、南部アフリカ諸国等からの象牙輸出再開の見通しは極めて厳しく、日本がアフリカから象牙を輸入することによって現地での保護費用を賄うという構想は成り立たない現状にある」ということを追記するということですが、松田委員、どうぞ。

○松田委員 これも一委員の御意見ということであれば、もちろん尊重はいたしますけれども、私はむしろワンオフ・トレードの再開をずっと目指すべきであると思います。逆に

言えば、ワシントン条約が全て絶対ではありません。日本がもうちょっと強い態度で臨めば、私はワンオフ・トレードは十分に可能であると思っています。

○阪口座長 さすがに脱退するとかは問題があるかとは思いますが、環境省、経産省、また外務省の皆様には頑張ってくださいということだと思いますが、ちょっとここにおいて問題となるのは、共存の推進に貢献したとの証拠が少ないとの指摘があると。60億人がいる中で、一人でも指摘をしていれば、まあ指摘していた人はいるけど少ないということになるのかもしれませんが、ちょっとエビデンスベースでこういうことが言えるのかどうか、ちょっと定かでないので、ここを明記することには、ちゅうちょするところがありますので、一旦ここは事務局で預からせていただいて、井田委員と協議させていただきます。こういったことがエビデンスに基づいて言えるのかどうかということですね、そこを確認させていただきたいと思います。

その次の赤字修正についての提案ですが、見通しが極めて厳しいということを書くかどうかという、委員の意見なので書いてもいいということとは言える。見通しは厳しい、やっぱり保護費用を賄うという構想が、それは短期的には難しいということとは言えるが、そうすると何か別の手だてが必要となると。現地の人間とゾウの共存のために、別の手だてが、少なくとも短期的には必要となるということとは言えると思うのですが、いかがでしょうか。

こちら、よって、象牙の販売収入をゾウと人間の共存のために活用するというプログラムというのは、短期的には難しいために、別途何らかの措置が必要であるということであれば、松田委員、いかがですか。そういう書きぶりであれば問題ないということでしょうか。

でありましたら、ちょっと井田委員とも相談をさせていただいた上で、どういうふうに修正するかを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

やっと最後のページに入りましたが、29であります。こちら井田委員からの御意見があります。赤字を御覧ください。かなり長い修正提案であります。ここまで一委員の意見ではあるのですが、何かこれを載せると委員会として、ややまとまりがないのかなというような印象を与えかねないところがあるのは事実ですが、盛り込むべきかということですかね。

○西野委員 繰り返しになりますが、私たちも同様の意見で、委員からと、会議からと、

という内容で提言をまとめるべきだという意見に立っておりますので、その中身、内容、それに何を書くかというのは別な議論だとは思っています。これを全部賛成ということではないのですが、こういう項目を立ててまとめるというところには賛成です。先ほど22行、23行目と御検討いただくと言っていたところにも通じると思っています。

○阪口座長 こちらも、あくまでも委員からの提言ということですので、全体のコンセンサスがこの内容ということの意味いたしません。

そうしますと、内容についてこのままがいいのかどうか、いま一度、事務局で井田委員と相談させていただいて、結構急いでつくられた気もするので、井田さんが。文章をちょっと井田委員とこれでいいのかどうか検討させていただくという形でよろしいですかね。

○西野委員 はい、ただ、井田さんの御意見も、委員からの意見というセクションに、御自身の意見として載せているというよりは、そこは別にセクションを足して、委員というか会議からの提言という御提案なのでは、と認識しておりました。

○阪口座長 はい、希望としては、全体でコンセンサスが取れば一番井田委員にとっては嬉しいということだとは思いますが、事前にちょっと井田委員にも確認させていただいているのですが、コンセンサスは難しいということであれば、委員からの意見ということで構わないということですので。

○西野委員 はい、なるほど。

○阪口座長 では、一旦事務局で預らせていただいて、次回委員会で出す取りまとめ文書には、このような形でいいのか、あるいはもうちょっと修正した上で記載するのか、ちょっと検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○西野委員 はい。

○阪口座長 ありがとうございます。

○西野委員 ありがとうございます。

○阪口座長 では、30番、こちらも井田委員ですが、野生動物と共存の問題の箇所について、削除したほうがいいのではないかとということですが、こちらの文章は事務局で過去の委員会での議論、資料などを基にまとめさせていただいたものでありまして、何となくここは、ちょっとここはアフリカゾウのお話を論じるところなので、既に課題として上がってきたゾウと人間の共存についてではないような内容になっておりましたので、一旦事務局で預らせていただいて、よりゾウと人間の共存の問題について、日本あるいは東京としても貢献できることがあるのではないかとという観点で、少し整理させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

松田先生、ここで鹿や熊について明記しなくてもよろしいですか。

○松田委員 ちょっと中泉委員との間で、まだ認識が共通できていなかったというのを今日よく自覚したのですけども、例えば、日本だと、まあアメリカのニューヨークでもと申しましたけど、鹿が増え過ぎて困っているというときには、むしろ狩猟して利用することによって、管理はむしろうまくいくのだと。それを駆除して捨てるというよりも、経済的にもうまくいくし、捕ったものはできるだけ使わないともったいないというのは、むしろ日本的な発想であるという意味でも、そういう場合には、ちゃんと利用を図ることが、結局は共存に役立つのであるという議論があるということを、少なくともあるということは御理解いただきたいです。

○阪口座長 ありがとうございます。そうしますと、特に松田委員としては、ここに熊や鹿の話を書く必要はないということかと存じますが、中泉委員、どうぞ。

○中泉委員 そこで1点だけ松田先生に申し上げたいのは、当然増えていくときは、それが当然なので、逆に減っていくときは需要を減らさなければいけないというのが、私の基本的な考えです。

以上です。

○阪口座長 ありがとうございます。

○松田委員 ですから、それは地域差があるということですね。

○阪口座長 説明をさせていただきますと、ボツワナ、ジンバブエ等では増え過ぎて困っているような状況もあれば、西アフリカ、東アフリカ、中央アフリカでは激減している国も少なくないという中で、難しい問題であるということであるかと思えます。一応、南部アフリカ諸国では増え過ぎて間引いたゾウの肉を地域住民に提供するとか、そういうことは行われておりますので、それも野生動物との共存の一つの手法ではないかなと思えますので、そういうことも精査しまして、ちょっとこちら鹿と熊について言及するのは、ややこの委員会の趣旨から外れると思えますので、よりの確な表現にて、ゾウと人間の問題をこの委員会の文書に盛り込ませていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか、それで。

ありがとうございます。そうしますと、31の2、三間委員からの御意見であります、象牙を利用した製品においては、多くが象牙以外の素材でも既に活用が確立されている中で、特に代替が難しいとされてきたほうが、器用の素材についても開発が進められていると追記する。これは今日の委員会でも御報告いただいた事実関係ですので、追記しても問題ないと思えますがいかがでしょうか。

ありがとうございます。これで一応全ての御意見について検討が済んだということになります。

では、時間の制約もございますので、本日の議論をまとめさせていただきたいと思えます。次回、委員会で作成する資料において、今日コンセンサスが得られた点については、しっかりと盛り込ませていただきたいと思います。修文等の工夫のレベルの問題については、事務局で預らせていただいた上で、的確な文章を作成させていただきたいと思えます。

全体のコンセンサスを得られなかった表現の部分については、最後のほうに委員の意見として、一委員の意見として列記するという方向でまとめさせていただきたいと思えますが、そのような形で、詳細を座長に一任させていただいて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 ありがとうございます。では、次回、会議の前に、また案について、皆様に回覧させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 ありがとうございました。

本日の議論はこれで終了したいと思います。

本日の意見交換においては、これまでの会議の内容を整理した取りまとめ案を基に、会議の取りまとめの方向について議論し、様々な御意見をいただきましたが、ここまでは合意できるという到達点を確認することができました。

次回の第7回会議につきましては、今回の会議で確認した方向に沿って、事務局と調整して報告書案を作成し、それを議論して、会議としての結論を出すこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○阪口座長 それでは、本日はここまでとさせていただきたいと思います。皆様お疲れさまでした。

事務局にお返しいたします。

○後藤政策調整担当部長 本日は、会議の取りまとめに向けまして、長時間にわたり御活発な議論、また多岐にわたる御意見を頂戴いたしました。どうもありがとうございます。御礼を申し上げます。

次回の会議で取りまとめを行うに当たりまして、先ほど座長からお話があったとおり、本日の議論に沿って会議報告書の案を作成した上で、開催をお願いしたいと存じますので、後日改めて御連絡を差し上げたいと思います。

また、本日の議事録につきましては、後日、各委員の皆様に確認をさせていただきたいと存じます。

以上をもちまして、第6回「象牙取引規制に関する有識者会議」を終了いたします。

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。 (了)